**令和７年度長期履修について**

長期履修制度は、職業を有している等の事情のために、標準修業年限（法学未修者コースにあっては3年、法学既修者コースにあっては2年）で修了することが困難な方を対象としています。

適用を希望する方は下記に基づき、手続きを行ってください。選考により認められた場合には法学未修者の修業年限が4年、法学既修者は3年となります。また授業料は、標準修業年限の授業料総額を4年または3年に分けて納入いただきます。

なお、標準修業年限で入学した後、在学1年目の年度末、長期履修に変更することもできます（長期履修を選択する機会は、以上2回のみとなります）。

**◆R7年度から長期履修を検討している方の手続き：**

　11月26日までに、下記書類（１）～（３）をメールで提出してください。（正式な提出は後日となりますので、いったん自署欄は未記入で提出ください。）併せてメール文面に「12月7日または8日17:00~18:30のうち、都合の悪い日程の有無」を記載ください。オンライン面談を希望の場合は、その旨を記載ください。

　提出先：law-nyushi@un.tsukuba.ac.jp筑波大学社会人大学院等支援室法科大学院教務担当

12月5日までに、支援室より事前相談日時をご案内いたします。

事前相談後、提出期限をお知らせいたしますので、必要があれば修正等対応のうえ、署名した書類原本をご提出ください**。**

**◆事前相談日時：**

**対面による面談:令和6年12月7日（土）または8日（日），17:00~18:30,ひとり20分**

**※時間はこちらで設定します。**

**対面による面談が難しい場合、下記オンライン面談を設定します。**

**オンラインによる面談　令和6年12月21日（土）までの適当な日時、要相談**

※相談日時・場所は、後日メールでお知らせします（ひとり20分）。

　**◆提出書類：**

　(1)　長期履修申請書（別紙のとおり）

　(2)　長期履修計画書（別紙のとおり）

　(3)　長期履修を必要とする証明書類等（②は該当者のみ）

　　　①　職業を有している者等であることを証明する書類

　　　　（例：在職証明書、社員証や社会保険証（写）など）

　　　　②　「国立大学法人筑波大学大学院長期履修学生に関する法人細則（平成18年1月26日法人細則第1号）」第2条（2）「育児又は介護を行う必要がある者」、（3）「障害者」、（4）「その他相当の事由があると認められる者」に該当すると思われる場合には、以下の書類を加えてください。

・人文社会ビジネス科学学術院長あての「申出書」

（様式は任意ですが、A4サイズのものに限ります。）

・その事由を証明する書類（例：母子健康手帳（写）、対象家族が要介護状態にあること等を証明する書類、障害者手帳（写）、所得証明書、源泉徴収票、月収証明書、給与明細書（最近3ヶ月）、確定申告書（写）など〔必ずしも証明書でなくても結構です。客観的に判断できる書類を用意してください。〕）

【問い合せ先】

筑波大学社会人大学院等支援室

法科大学院教務担当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail： law-nyushi@un.tsukuba.ac.jp

　　　年　　　月　　　日

長期履修申請書

　　筑波大学人文社会ビジネス科学学術院長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 入学学術院専攻 | 人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻 |
| 受験番号 |  |
| 氏　　名 |  |
| 住　　所 | 電　話　　　　　　（　　　　　　） |

　私は、下記のとおり長期履修を申請します。

記

履修期間　　　　　　年　　　　月　　　　日　　～　　　　　　年　　　　月　　　　日

（西　暦）

申請理由

現　　　職

履修計画　　別紙「長期履修計画書」のとおり

|  |
| --- |
| 担当教員氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |

　年　　　　月　　　　日

長期履修計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名（自署） |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 履修年度（西暦） | 履修予定の授業科目名及び（単位数） |
| 　　年度 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小計　　　　　　単位 |
| 　　年度 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小計　　　　　　単位 |
| 履修年度（西暦） | 履修予定の授業科目名及び（単位数） |
| 　　年度 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小計　　　　　　単位 |
| 　　年度 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小計　　　　　　単位 |

合計　　　　　　単位